

## 最近策定された政府方針等について

## 1. 概要

21年9月の新政権発足以降、政府では、今後の日本の発展に向けた戦略や計画等を取りまとめ、公表しており、このうち、生涯学習行政における課題が提示されている主なものは、以下のとおり。

22年 6月 4日（金）	「新しい公共」宣言	…（1）
22年 6月18日（金）	新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～	…（2）
22年 6月29日（火）	子ども・子育て新システムの基本制度案要綱	…（3）

（1）「新しい公共」宣言（新しい公共円卓会議決定）

『人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である』とした上で、『国民、企業やNPOなどの事業体、政府が協働することによって、日本社会に失われつつある新鮮な息吹を取り戻すこと、それが私たちの目指す「新しい公共」に他ならない』とする将来ビジョンを掲げ、国民、企業に対する期待、及び政府に対する提案等を取りまとめたもの。また、別添として、本宣言における提案に対する政府の対応表を作成。

（2）新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～（閣議決定）

「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的な実現を目指す中で、「強い経済」の実現に向けた戦略として策定。第1章で戦略策定の理念を、第2章で戦略の基本方針を、第3章で分野ごとの基本方針及び目標とする成果を示し、第4章で戦略の実現に向けた方策を提示。また、別添として、戦略の実現に向けた工程表を作成し、実施すべき施策を明示。

（3）子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（少子化社会対策会議決定）

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（21年12月閣議決定）に基づき設置された「子ども・子育て新システム検討会議」における検討を踏まえ、少子化社会対策会議にて決定。幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向け、基本的方向を示したもの。

## 2. 生涯学習行政関係の記載

### ◆ 学校・家庭・地域の連携のために実施すべき事項

- ・地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援〔新しい公共宣言別添〕
- ・「地域コミュニティ学校」の整備や、保護者や地域住民等による学校評価の推進・強化〔新成長戦略工程表〕
- ・子どものための多様なサービスの安定と質の確保・向上のため、放課後児童給付（仮称）創設の検討〔子ども子育て新システム〕
- ・（子育てのための現金給付・現物給付の提供方法のひとつとして）利用券等の方式の検討〔子ども子育て新システム〕

### ◆ 地域の課題への対応のために実施すべき事項

- ・公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化〔新しい公共宣言別添〕
- ・地元企業・産業界・大学等の連携による「知的プラットフォーム」を構築し、その連携を促進〔新しい公共宣言別添〕
- ・市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て等の身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援〔新成長戦略本文〕

### ◆ 社会的活動を担う人材の育成のために実施すべき事項

- ・政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実〔新しい公共宣言本文〕
- ・（社会的活動を担う人材育成、教育の充実のための方策として）企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じた教育や子育て等への参加促進の推進、リーダーとなりうる人材の育成を支援〔新しい公共宣言別添〕
- ・「教育支援人材等」の質・信頼性を確保し、活用を推進するための評価・活用システムの構築〔新成長戦略工程表〕

### ◆ 学習成果の活用のために実施すべき事項

- ・（NVQと）大学・専門学校等との教育システムとの連携〔新成長戦略工程表〕
- ・「民間教育サービス評価・情報公開システム」の構築〔新成長戦略工程表〕
- ・社会人学習支援プラン（ジョブ・カードとの連携強化・地域のニーズに応える大学間連携、地域大学等の活用）の実施〔新成長戦略工程表〕

## 生涯学習行政関連部分 抜粋

### (1)「新しい公共」宣言(22年6月4日 新しい公共円卓会議決定)

#### <関係部分>

「新しい公共」を作るために(P. 5)

#### (3) 政府に対して

「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、…(略)… 政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要である。

(別紙)「新しい公共」の具体的なイメージ(P. 9) ※委員から提案された具体例

#### □□新しい公共を担う社会的・公共的人材の育成

##### ◇NPOと行政と企業が共に育てる社会的人材：NPOラーニング奨学金制度

多様性を受容し、社会的課題に気づいて自ら考え行動する新しい公共の担い手となる若者を育てるために、NPO、行政、企業、教育機関等が協働で人材を育成する制度。NPOはインターンシップを受け入れる。行政や企業等は奨学金や情報を提供する。教育機関は若者の選抜や単位認定を行う。こうしたNPOの現場での体験者が広がることにより、誰もが新しい公共の担い手となれる人的基盤をつくる。

##### ◇PTAの活性化によるコミュニティ・スクールへの道

PTAを活性化するため、役員の過重な事務負担をサポートするNPOを設置するか既存の地域組織に委託する。行政が委託事業予算や教育一括交付金から予算を支援し、行政の監査委員会を設置してガバナンスをチェックする。PTAに誰も参加しやすくなり、結果として保護者世代の社会参画が促進され、地域社会の担い手が育成される。また、全国の公立学校をコミュニティ・スクールへと発展させていく。

##### ◇総合型地域スポーツクラブを拠点とした地域住民の主体的な取組

行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄付により自主的に運営するNPO型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。学校・廃校施設の活用や学校へのクラブ指導者の派遣など、クラブと学校教育が融合したスポーツ・健康・文化にわたる多様な活動を通じて、世代間交流やコミュニティ・スクールへと発展につなげていく。

(別添)「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応

#### <円卓会議提案>

#### 3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実

- ・社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成

#### <(上記提案への)政府の対応>

- ・企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。
- ・地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促

進・支援する。

- ・ 地元企業・産業界・大学等の連携による「知的プラットフォーム」を構築し、その連携を促進する。
- ・ 公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。

## (2) 新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～ (22年6月18日閣議決定)

### <関係部分>

#### 第2章 新たな成長戦略の基本方針 (P. 6～14)

##### 「新成長戦略」のマクロ経済目標 (P. 13)

国民の満足度や幸福度には、所得などの経済的要素だけではなく家族や社会との関わり合いなどの要素も大きな影響を持つ。「新しい公共」の考え方の下、全ての国民に「居場所」と「出番」が確保され、市民や企業、NPOなど様々な主体が「公(おおよけ)」に参画する社会を再構築することは重要な課題である。政府は、マクロ経済目標の実現に向け全力を尽くすとともに、官では行うことが困難な、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを無駄のない形で市民、企業、NPO等が提供できる社会の構築に向け、国民各層による取組を支える。

#### 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (P. 15～51)

##### (6) 雇用・人材戦略

##### ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ (P. 31～33)

##### (国民参加と「新しい公共」の支援)

官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。

##### (成長力を支える「トランポリン型社会」の構築)

非正規労働者を含めた、社会全体に通ずる職業能力開発・評価制度を構築するため、現在の「ジョブ・カード制度」を「日本版NVQ(National Vocational Qualification)」へと発展させていく

##### ※工程表※

- 2010年度に、「実践キャリア・アップ戦略」の推進体制の整備等を行い、2011～2013年度にかけて、職業能力を客観的に評価する「キャリア段位」制度の導入(「日本版NVQ」の創設)と、大学・専門学校等の教育システムとの連携を実施

##### ～子どもの笑顔あふれる国・日本～ (P. 33～35)

##### (子どもは成長の源泉)

我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

(質の高い教育による厚い人材層)

初等・中等教育においては、教員の資質向上や民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上とともに、高校の実質無償化により、社会全体でのサポートの下、すべての子どもが後期中等教育を受けられるようにする。…民間の教育サービスの健全な発展を図る。

※工程表での記載ぶり※

○地域に開かれた特色ある学校づくりとして、2010～2013年度にかけて「地域コミュニティ学校」の整備や、保護者や地域住民等による学校評価の推進・強化を実施し、学校運営の質を向上させる。

○民間教育サービスの発展として、2010～2013年度にかけて、「民間教育サービス評価・情報公開システム」の構築や「教育支援人材等」の質・信頼性を確保し、活用を推進するための評価・活用システムの構築を実施。

高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証・国際化、大学院教育の充実・強化、学生の企業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

※工程表での記載ぶり※

○2010年度に、サーティフィケート（履修証明）の制度・運用改善等を実施し、2011～2013年度にかけて「社会人学習支援プラン」の実施（ジョブ・カードとの連携強化、多様な人材養成ニーズに応える大学間連携、地域大学・高等専門学校・専門学校の活用）及び情報通信技術関連等主な職業分野に関する教育プログラムを開発。

## 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》（P. 37～51）

### 19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、英国の職業能力評価制度（NVQ: National Vocational Qualification）を参考とし、ジョブ・カード制度などの既存のツールを活用した『キャリア段位』を導入・普及する（日本版NVQの創設）。

### 20. 新しい公共

「新しい公共」円卓会議や「社会的責任に関する円卓会議」の提案等を踏まえ、…（略）…国民が支える公共の構築に向けた取組を着実に実施・推進する。…（略）…官が独占していた領域を「公」に開き、ともに支え合う仕組みを構築することを通じ、「新しい公共」への国民参加割合を26%（「平成21年度国民生活選好度調査」による）から約5割に拡大する。

## 第4章 新しい成長と政策実現の確保（P. 52～54）

こうした活動の可能性を支援する「新しい公共」すなわち、従来の行政機関ではなく、地域の住民が、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護などに共助の精神で参加する公共的な活動を、応援する。

(3) 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（22年6月29日少子化社会対策  
会議決定）

<関係部分>

Ⅲ 給付設計

1 すべての子ども・子育て家庭支援（基礎給付）

（個人給付）

（3）現金給付・現物給付の一体的な提供

- 市町村の決定する枠組みの下、個人の選択に基づき、子ども手当と個人への現物給付を組み合わせることを可能とする仕組みを検討する。
- 個人給付の一部については、市町村の選択により、以下のような仕組みで給付を行う方法を検討する。
  - ① 個人給付の一部を、就学後の学校給食費等として学校に支払うことを可能とする仕組み
  - ② 給付の趣旨が活かされた利用を促すため、個人給付の一部を、子育てサービス、教育サービス等に利用可能な利用券等の方式により給付を行うことを可能とする仕組み

2 子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援

（両立支援・保育・幼児教育給付（仮称））

（4）放課後児童給付（仮称）

- 放課後児童給付（仮称）については、「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑な移行を可能とするという視点に基づき、放課後の遊びの場と生活の場を提供するサービスとして、個人に対する利用保障を強化する。
- 指定事業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定事業者に費用保障する仕組みを検討する。
- 小4以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもにサービス提供を行う。

Ⅳ その他

- すべての子どもを対象とした放課後子ども教室推進事業については、放課後児童給付（仮称）との関係について検討する。

※なお、新システムについて、「23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す」と明記